



「室温 18 度未満になったら状況を見て

ストーブを使用します」

文部科学省の学校環境衛生基準で、「教室内の気温が 18 度を下回ったら暖房を使用しても良い」となっています。本日、職員室の温度計が 18 度を下回りましたので、各教室に設置してあるストーブに灯油を入れました。小田原市教育委員会の確認事項でエアコンを暖房目的には使用しないことになっているので、教室の暖房はストーブを使用します。

18 度以上で寒いと感じる人は、体操服で過ごすのではなく服装等で防寒対策をしてください。ただし、教室でのマフラーや手袋の着用は控えてください。また、現在、インフルエンザが流行しています。マスク着用などして感染しないように注意して欲しいと思います。暖房をいれてもインフルエンザ対策で換気はしますので、寒さを感じる生徒は各自で調整してください。

「心頭を滅却すれば火もまた涼し」という言葉があります。必要以上に寒さに反応せずに行きましょう。自然の冬の寒さと上手に共存していきましょう。冬は寒いものだから……。















































































































































































































































































ああ